○還付申告をする給与所得者に対する注意事項

◎還付のための申告は、ご自分で作成して、早めに提出しましょう！

※　多額の医療費を支払ったり、平成26年中に住宅をローンで購入された場合などで源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。
確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。

○　還付金の受取りは、銀行などへの振込みをできるだけご利用ください。なお、振込みする口座は、申告される方ご本人の名義のものに限ります。

○　平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間（確定申告期間）は、平成27年２月16日（月）から同年３月16日（月）までです。
なお、還付申告は、平成27年２月15日（日）以前でも行うことができます。

○　税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e–Tax による送信又は郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

○　「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等データについては、確定申告期間中であれば e–Tax で24時間送信できます。

便利な **申告書の作成は** 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

「e-Tax（電子申告）」を利用する方におすすめ！

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

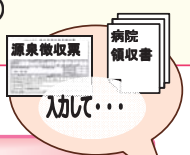

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

1　添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、**その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信**することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から５年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

2　還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は３週間程度で処理しています（自宅や税理士事務所から e-Tax で１月・２月に申告した場合は、２～３週間程度で処理しています。）。

e-Tax のご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期間は３年です。）、ＩＣカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ　www.nta.go.jp　確定申告　検索

※　パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。